様式１（第５条、第６条、第８条関係）

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金交付等申請書（兼実績報告書）

令和　　年　　月　　日

秋田県知事　あて

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 事業者の所在地及び名称 |  |
| 代表者の職氏名 |  |
| 責任者 | 職氏名 |  |
| TEL |  |
| Eメールアドレス |  |
| 担当者 | 職氏名 |  |
| TEL |  |
| Eメールアドレス |  |

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金交付要綱の規定に則り、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　申請内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　申請年度 | 令和 |  | 年度 |  |
| ２　申請区分　次の①～③から該当する申請区分を選択し、申請又は実績報告の内容等を記入してください。 |
|  | [ ]  | ① 交付申請(第5条関係) | 交付申請額: |  | 円 |
| [ ]  | ② 変更承認申請(第6条関係) | 変更申請額: |  | 円 |
|  | 変更したい交付決定通知書の通知年月日と指令番号 | 令和　　年　　月　　日付け指令温対－　　　 |
| 変更申請の理由 |  |
| [ ]  | ③ 実績報告(第8条) | 実績額: |  | 円 |
| [決定額との差引増減額: |  | 円] |
|  | 交付決定通知書の通知年月日と指令番号 | 令和　　年　　月　　日付け指令温対－　　　 |
| 補助事業等を完了した日 | 令和　　年　　月　　日 |
| ３　申請する補助事業の種類　次のア～ウから申請する事業を選択してください(複数選択可)。 |
|  | [ ]  | ア　脱炭素アドバイザー資格の取得支援 |
| [ ]  | イ　ＣＯ２排出量等可視化サービスの導入利用 |
| [ ]  | ウ　省エネ診断の受診等 |
| ４　補助事業等の実施期間　事業を実施する(又は実施した)期間を記入してください。 |
|  | 交付申請 | 交　 付 　決 　定　 日 ～ 令和　　年　　月　　日 |
| 変更申請（※実施期間に変更がある場合） | 令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 |

２　申請要件の確認

１の申請内容のとおり｢我が社の脱炭素経営促進事業費補助金｣の交付申請を行うに当たり、裏面の誓約事項について確認の上、次の記入欄にチェック（☑）してください。

|  |  |
| --- | --- |
| [ ]  | 裏面に記載されている「我が社の脱炭素経営促進事業費補助金 交付申請に当たっての申請者の誓約事項」のとおり、相違ないことを誓約します。 |

|  |
| --- |
| （様式１裏面）我が社の脱炭素経営促進事業費補助金交付申請に当たっての申請者の誓約事項(1) 次のいずれにも該当しません。ア 大企業(中小企業等経営強化法第２条第１項第１号から第５号までのいずれかに該当する者以外のもの。)又は次の①から③に該当する者① 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有するもの。② 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を複数の大企業で所有するもの。③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めるもの。イ　暴力団(秋田県暴力団排除条例(平成23年3月14日秋田県条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ウ　役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者カ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者キ　国税及び地方税に未納がある者ク　破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申し立て中である者ケ　性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う者コ　政治活動及び宗教活動を行う者(2) あきたゼロカーボンアクション宣言を登録している又は今回申請する補助事業の完了までに登録することを誓約し、県の求めに応じて宣言内容の実施状況等に関する照会や調査に協力します。(3) 申請内容は、我が社の脱炭素経営促進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、事実に相違なく、虚偽が判明した場合には補助金の返還等に応じます。また、必要な場合は申請内容の照会について同意するとともに、審査に必要な指示に従います。 |